

軽自動車税の減免区分表

★減免区分

車の所有者 (所有権留保の場合は使用者)	運転する人	減免区分
障がいのある方本人	障がいのある方本人	「本人運転の場合」
	生計同一のご家族	「家族運転の場合等」
生計同一のご家族	障がいのある方本人	「家族運転の場合等」
	生計同一のご家族	「家族運転の場合等」

※ 障がいのある方のみで構成される世帯に属する方が所有されている車を、その障がいのある方を常時介護している方が運転する場合は、「家族運転の場合等」の減免区分に該当します。

① 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分	障がいの級別	
	本人運転の場合	家族運転の場合等
視覚障害	2級の3、2級の4、3級の3 及び3級の4 (H30.6.30以前に認定を受けた方は 2級の2及び3級の2)	1級から3級までの各級 及び4級の1
聴覚障がい	2級、3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能、言語機能又は そしゃく機能障がい		
上肢不自由	1級、2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～4級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級～6級 1級～4級
心臓機能障がい・腎臓機能障がい 呼吸器機能障がい・小腸機能障がい 膀胱又は直腸機能障がい	1級、3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい		

② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分	本人運転の場合	家族運転の場合等
	障がいの程度	

③ 療育手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分	本人運転の場合	家族運転の場合等
	障がいの程度	